

## 平成27年度 霧島市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度霧島市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

( 1 ) 給水事業所数	18 事業所
( 2 ) 年間総給水量	87,840 立方メートル
( 3 ) 一日平均給水量	240 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 工業用水道事業収益		16,981 千円
第 1 項 営 業 収 益		4,690 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		12,291 千円
	支 出	
第 1 款 工業用水道事業費用		16,981 千円
第 1 項 営 業 費 用		16,931 千円
第 2 項 予 備 費		50 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,117千円は、当年度分損益勘定留保資金1,117千円で補填するものとする。)

	収 入	
第 1 款 資本的収入		26,752 千円
第 1 項 補 助 金		26,752 千円
	支 出	
第 1 款 資本的支出		27,869 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		27,869 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(他会計からの補助金)

第 7 条 工業用水道事業に要する経費の一部にあてるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、30,131千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、800千円と定める。

平成27年2月17日 提出

霧島市長 前田 終止